

令和6年2月13日 内示会後の記者会見

次 第

1. 2月定例会議の提出案件の内容等について
 - 資料1 令和6年2月定例会議の提出案件
 - 資料2 令和6年2月定例会議提出案件資料
 - 資料3 令和6年度一般会計予算総括表
 - 資料4 令和6年2月定例会議提出案件資料
2. 県立病院跡地利活用事業に係る事業者の公募について
3. 結婚支援事業について
4. その他

日時：令和6年2月13日（火） 10時00分より

場所：追手町第二庁舎 1階 大会議室

2. 県立病院跡地利活用事業に係る事業者の公募について

県立病院跡地の利活用については、令和5年6月に「県立病院跡地利活用基本計画」を策定し、10月25日に実施方針及び要求水準書案を公表するなど、事業の実施に向けて公募条件等について検討してきました。

このたび、県立病院跡地において、子どもの屋内遊び場を核とした公共施設の整備・維持管理・運営、及び民間収益事業を実施する事業者を公募します。

(1) 事業の目的

子どもの屋内遊び場を核とした多世代が交流できる公共施設の整備と、民間事業者による収益施設の設置などにより、本市の子育て環境の充実、地域の賑わいや活気の創出などを目指す。

(2) 整備コンセプト

～ 子どもたちを中心に人々が自然と集う場 ～
(みんなの交流拠点)

① 「居場所」を提供する ② 「機会」を提供する ③ 「環境」を提供する

(3) 事業方式

- 公共施設等については、整備及び維持管理・運営を一括して委ねるDBO方式
- 民間収益施設については、民間事業者による事業実施を前提とした定期借地権方式

※DBO：Design-Build-Operateの略

(4) 敷地配置計画（想定）

機 能		面積 (㎡)
公共施設等	公共施設（子どもの屋内遊び場、相談・多目的スペース等）	約 2,000
	緑地・広場	約 3,200
	駐車場（約 190 台）	約 6,000
	その他（外構、防災倉庫等）	約 2,800
	小 計	約 14,000
民間収益施設		約 12,000
合 計		約 26,000

※面積は、活用可能面積であり提案内容により変更になる可能性があります。

(5) 公共施設の機能配置（想定）

機 能	面積（㎡）	概 要
子どもの屋内遊び場機能	約 900 ㎡	• プレイルーム、デジタルルーム
相談・多目的スペース機能	約 300 ㎡	• 多目的ルーム、診療相談室等
その他機能（共用部含む）	約 800 ㎡	• オープンスペース、飲食・休憩スペース、事務室、救護室、倉庫等
合 計	約 2,000 ㎡	

※面積は、提案内容により変更になる可能性があります。

(6) 民間収益施設

市が期待する機能	～約 12,000 ㎡	• 子育て支援との関連や市民ニーズを踏まえた機能 • 地域の賑わいや活性化につながる機能
----------	-------------	---

(7) 今後の主なスケジュール（予定）

募集要項等の公表	令和6年2月13日
募集要項等に関する説明会	令和6年3月5日
募集要項等に関する質問の受付	令和6年3月8日まで
募集要項等に関する質問の回答・公表	令和6年3月25日
参加検討者との対話の実施	令和6年4月8・9日(予定)
参加表明書等の受付	令和6年5月16日
参加資格審査結果の通知	令和6年5月29日
参加資格審査通過者との対話の実施	令和6年6月6日(予定)
提案書の受付	令和6年7月18日まで
提案に関するヒアリングの実施	令和6年8月
優先交渉者の決定及び公表	令和6年8月

【参考：供用開始まで】

基本協定の締結	令和6年9月
事業契約等の締結	令和6年10月以降
公共施設等の設計及び建設期間	事業契約等の締結～令和9年4月
供用開始	令和9年5月

※今後の検討状況により変更となる可能性があります。

(8) 応募手続き等

説明会の申込、質問の受付などについては市ホームページ（下記 URL）に掲載する募集要項等で確認してください。



<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2024020500010/>

3. 結婚支援事業について

(1) 令和5年度「結婚新生活支援事業補助金」について

①事業内容

新婚世帯の住宅の取得・リフォーム費用、賃貸住宅の契約に基づく敷金、礼金、仲介手数料、賃料及び共益費、引越費用の補助

②対象世帯

令和5年4月1日～令和6年3月31日に婚姻届を提出した夫婦で、以下の要件等をすべて満たす夫婦

- ・婚姻日（婚姻届を提出した日）時点の年齢が、夫婦共に39歳以下
- ・令和4年（2022年）の夫婦の所得合計が500万円未満（夫婦の双方または一方の貸与型奨学金の年間返済額を控除する）等の要件

③補助上限

- ・夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円まで
- ・その他の世帯 30万円まで

④申請期限

令和6年3月15日（金） ※予算の上限に達し次第受付終了予定

(2) 「はぴ福なび」出張登録会について

①「はぴ福なび」について

福島県が運営するオンライン型マッチングシステム

②出張登録会開催日程

- ・3月16日（土）午前11時から午後4時30分まで（受付は午後4時まで）
 - ・3月17日（日）午前9時30分から午後3時まで（受付は午後2時30分まで）
- ※両日とも、事前予約の方を優先して対応

③会場

生涯学習総合センター（會津稽古堂）

④対象

20歳以上の独身者

⑤登録料

10,000円（2年間有効）

⑥持参物

写真付きの身分証

⑦問い合わせ・予約

ふくしま結婚・子育て応援センター（電話 024-544-0070）

⑧その他

市の補助制度を利用可（登録料の1/2を市が補助）

※詳細は別紙チラシのとおり

新婚世帯の皆様へ

会津若松市

結婚新生活支援事業補助金

のご案内

新婚世帯の皆様がパートナーの方と共に新生活をスタートさせるための費用を市が支援します。

申請受付* 令和5年7月1日より開始

*予算の上限に達し次第受付終了予定

対象世帯

令和5年4月1日～令和6年3月31日に婚姻届を提出した夫婦で、以下の要件等をすべて満たす夫婦

- ・婚姻日（婚姻届を提出した日）時点の年齢が、夫婦共に39歳以下
- ・令和4年（2022年）の夫婦の所得合計が500万円未満（夫婦の双方または一方の貸与型奨学金の年間返済額を控除する）
- ・夫婦が共に会津若松市に住民登録をしており、住民票の住所が費用の補助を申請する住宅の所在地となっていること
- ・市税の滞納がないこと、本制度や他の住宅及び引越に関する公的補助等を受けていないこと など

対象となる経費*

- ・住宅の取得費用
- ・住宅のリフォーム費用
- ・賃貸住宅の契約に基づく敷金、礼金、仲介手数料、賃料及び共益費
- ・引越費用（家財の運送費用、荷造り等のサービス費用）

夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 **60**万円まで その他
の世帯 **30**万円まで

* 令和5年4月1日～令和6年3月31日（補助対象期間）に婚姻に伴って会津若松市内に居住するために支払った住居費及び引越費用が対象

詳細についてはホームページ（右下二次元コード）をご覧ください

お問い合わせ先

会津若松市役所 企画調整課 協働・男女参画室

TEL 39-1405 FAX 39-1400

✉ danjo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp



会津若松市で婚活中の方へ

ふくしま結婚マッチングシステム

はぴ福なび

に登録してみませんか？

(会津若松市婚活支援事業補助金)

詳細は
ホームページを
ご覧ください



入会登録料

10,000円*

入会日から
2年間有効



半額の

5,000円

を補助します！

*通常時の登録料。キャンペーン期間中等は金額が異なる場合があります。

申請受付 令和5年4月1日より開始

(予算の上限に達し次第受付終了予定)

対象者

会津若松市在住で20歳以上の独身者*

*申請期間内にはぴ福なびに登録しており、申請日時点で退会していない方等

対象
経費

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間にはぴ福なびに入会するために支払った入会登録料（または更新登録料）の1/2の額

申請
方法

市のホームページ等から入手できる申請書と添付書類（身分証明書の写し、登録料の領収書の写し）を協働・男女参画室まで持参するか、郵送またはメールにてお送りください。

はぴ福なび

サービス内容等の詳細はホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。



ふくしま結婚・子育て応援センター TEL 024-544-0070

火～土曜日 午前9時00分から午後5時まで ※水・金曜日のみ午後7時まで（祝・年末年始除く）

お問い合わせ・
申請書提出先

会津若松市役所 企画調整課 協働・男女参画室

〒965-0873 追手町2-41（追手町第二庁舎）

TEL 39-1405 FAX 39-1400

☒ danjo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp